

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成 30 年 6 月 1 日現在約 40 万人で、この 10 年間で約 2 万人減少しています。また、15 歳未満の年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で 65 歳以上の老年人口が全体の 3 割を超え、少子高齢化がさらに進み、人口が右肩上がりであった時代の社会の仕組みが行き詰りつつあります。

今後、働き手の中心となる生産年齢人口のさらなる減少も見込まれているため、市内の求人ニーズはますます高まるものと予想されますが、人手不足は全国的な問題であるため、対策にも限界があります。特に本市の基幹産業である製造業でもその傾向が強く出ています。そのため、中小企業者の労働生産性の向上は、今後事業を継続していく上で必要不可欠となります。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更に経済発展していくことを目指します。そのための目標は、横須賀市中小企業制度融資における資金使途別（運転資金または設備資金）の融資件数の構成比について、平成 29 年度の設備資金の構成比 16.7% を基準値として、平成 30 年度から平成 33 年度までの同構成比の平均値が基準値を上回っていることと定めます。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項で規定する先端設備等の全てとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、一部の工業団地を除き事業所が市内に点在しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、横須賀市内全域とします。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とします。また、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としません。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としません。
- ・横須賀市税を滞納している者は対象としません。